

2020 年 2 月 10 日 〈日本エスペラント協会理事会への調査報告と提案〉  
アイヌ民族運動をめぐる多言語・多文化共生時代とエスペラント運動

日本エスペラント協会 理事 宮沢直人

目次

序

第 1 章 多言語・多文化共生時代をふまえて、アイヌ民族に対する日本エスペラント協会の  
とりうる取り組み

- 1) 日本エスペラント協会の多言語・多文化共生時代のとりくみ
- 2) 多言語・多民族共生時代におけるアイヌ民族とエスペランチストの協力

第 2 章 言語政策の歴史的考察

3) 多言語・多文化共生社会への道

- ① 封建制時代の多言語・多文化の存在と交易及び収奪
- ② 近代国家の形成と国家語及び同化政策
- ③ 戦後「民主化」と単一民族神話

4) 戦後アイヌ法制の変遷とアイヌの権利

5) 多言語・多文化共生社会の理念形成とグローバリズム

6) 「アイヌ施策推進法(2019)」制定の問題点

序)

日本エスペラント協会では「多言語・多文化共生時代」のとりくみを行っているとしている。2020 年 1 月 19 日の日本エスペラント協会業務執行理事会で「多言語・多文化共生時代」の取り組むべき課題としてアイヌ民族も含まれるべきであると確認された。だが、共生時代の概念形成に至る歴史的検討、特に近代日本国家形成以後長くとられてきた同化主義とその後の単一民族国家論への批判的検討が日本のエスペラント界ではほとんど行われてこなかった。また、少数民族や外国人労働者などの現状についても十分に見てこなかった。このままで、なんとなく良い政策だからと言って多言語・多文化共生を時流に乗った新しい課題として簡単に取り組むことはできない。エスペランチストの 1996 年チェコの国際エスペラント大会で採択されたプラハ宣言についての取り組みも、もう一度見直す必要があるだろう。

なによりも世界中の先住民族・少数民族の困難な歴史と闘いがあったこと、多くの人々が移民労働を選択せざるを得ない中、民族間の軋轢を取り除くために努力しているこ

とを忘れてはならない。第1章では日本エスペラント協会の多言語・多文化共生時代の方針と、これまで主として北海道エスペラント連盟が取り組んできたアイヌ言語運動・民族運動との交流を日本エスペラント協会の取り組みとする可能性を考察する。

第2章では、主として言語政策に着目しながら日本の統治政策を概観し、「多言語・多文化共生時代」にいたる過程を見ていく。

「多言語・多民族共生時代」とは、世界中を好むと好まざると巻き込みつつあるグローバリズムと共に現れた新しい概念であり、それはグローバリズムの補完物であると同時に対抗物でもありうるという複雑な概念と運動であることに留意しなければならない。

最後にアイヌ民族に関する法制と日本政府の政策変遷について分析する。

この「報告と提案」の原案ができた時、幾人かの同志に事実誤認や誤りがないかみていただいた。また、木村護郎クリストフ同志には、お互いに「交流や問題提起をつみかさねていくことができるといいのですが。」とのメールをいただき、私がまったくチェックしていなかった Internacia Komitato por Etnaj Liberecoj (IKEL) の機関誌 ETNISMO の木村同志の記事を送っていただいた。添付資料とする。みなさんの数えきれない援助でこの「報告と提案」は完成したが、文責は私にある。特に政治的な評価に関する部分には抵抗のある方もいると思うが、できるだけ事実を把握しようとするとき避けては通れなかった。

この「報告と提案」を日本エスペラント協会の機関誌またはホームページに掲載することを希望する。

## 第1章 多言語・多文化共生時代をふまえて、アイヌ民族に対する日本エスペラント協会のとりうる取り組み

### 1) 日本エスペラント協会の多言語・多文化共生時代のとりくみ

「一般財団法人日本エスペラント協会 (JEI) 2020 年度 2019 年度事業計画」によれば、以下のように記載されている。(斜体は 2019 年度)

#### 【0】 基本方針・重点課題 (2020 年度)

3. 国内でも本格的な多言語・多文化共生時代を迎え、エスペラントがどのように貢献できるかを考え、取り組みを進める

##### 【1】 エスペラント普及事業 (担当：普及推進部) (2019 年度)

5. グローバルフェスタに参加、発表等を通して広報活動を行い、また多言語・多文化共生時代を意識して、他の国際交流団体や外国語教育関連団体との交流を図る。

##### 【1】 エスペラント普及事業 (担当：普及推進部) (2020 年度)

##### 【1.3】 エスペラント広報事業の計画

5. グローバルフェスタに参加、発表等を通して広報活動を行い、また多言語・多文化共生時代を意識して、他の国際交流団体や外国語教育関連団体との交流を図る。→各地域の国際交流協会、(一社)日本外国語教育推進機構などとの連携は会員個人が行っているが、JEIとしてどのような形が可能なのか？

【3】エスペラント研究教育事業（担当：研究教育部）（2020 年度）

【3.2】研究教育事業の計画

5. 多言語・多文化共生時代に適応した語学教育としてのエスペラントを社会に提案できる体制を ILEI 日本支部と共同して検討を進める。

【7】その他事業及び法人の管理（担当：総務部、財務部、ウェブ管理部）（2019 年度）

【7.1】基本方針

6. 「エスペラントの日」(6 月 12 日)の行事として、多言語・多文化共生に関連した公開講演会を企画する。

【7】その他事業及び法人の管理（担当：総務部、財務部、ウェブ管理部）（2020 年度）

【7.2】総務部担当事業の計画

6. 「エスペラントの日」(6 月 12 日)の行事として、多言語・多文化共生に関連した公開講演会を企画する。

## 2)多言語・多民族共生時代におけるアイヌ民族とエスペ란チストの協力

以下は、現時点で可能な多言語・多民族共生時代のエスペランチストがアイヌ民族に関するあるいは共同で行える事業の案である。この事業には北海道エスペラント連盟も協力できると思われる。北海道連盟にはアイヌ語を書ける者がおり、アイヌタイムズにエスペラントについての記事を投稿している。連盟は 1979 年には知里幸恵のアイヌ神謡集(1923 年)エスペラント版を発行し、1988 年日本大会札幌開催にあわせて改訂増補版を出した。現在、アイヌ民族のバチュラー八重子の「若きウタリに」をエスペラント訳している連盟員もいる。北海道エスペラント連盟のホームページには、プラハ宣言のアイヌ語訳(横山裕之訳)及びウチナーグチ訳(沖縄民族活動家訳)が掲載されている。また 1988 年の日本大会や 1997 年の北海道大会でアイヌ民族の人々による歌と舞踊を披露した。(これがアイヌ民族の歴史と現状を考えるきっかけになったかどうかは不明である。)北海道大会でアイヌ民族に二度ほど講演してもらったこともある。だが、アイヌの民族運動との交流事業は、北海道連盟単独では、現有勢力を考えると極めて困難と思われる。また少数民族や先住民族の権利についてこそ日本エスペラント協会全体で取り組むべき課題であろう。日本エスペラント協会がイニシアチブをとって可能な事業からとりかかるのが現実的である。世界のエスペランチストと共に取り組めるなら一層効果的である。いくつか事業の例をあげてみる。

① 一つには、北海道アイヌ協会と日本エスペラント協会での書簡（できれば公開書

簡)の交換である。それぞれの歴史の相互理解をめざす。

- ② さしつかえなければ、書簡のアイヌ語訳をアイヌ語雑誌「アイヌタイムズ」の会員になっている者によって投稿する。訳はそれぞれのメンバーのアイヌ語を書ける者がおこなう。
- ③ それぞれの大会でメッセージを交換する。そのメッセージをそれぞれの機関誌などに掲載する。
- ④ アイヌタイムズを日本エスペラント協会で定期購読する。(日本語訳は1号遅れで送付されている。)
- ⑤ 日本アイヌ協会の啓蒙DVDにエスペラント字幕をつけ、エスペラント版を普及する。
- ⑥ 2007年国連総会採択の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」のエスペラント版をさがし、なければエスペラント訳をおこない、日エス両語版で発行する。
- ⑦ アイヌ民族の協力も得て、アイヌ民族に関するパンフレットを日エス両語版で発行する。(2020年4月にオープンするウポポイで発行されるアイヌ民族のに関するパンフレットなどの内容が適当か検討し、採用する場合は、著作権も踏まえ日エス両語版で発行すべくウポポイ側と協議する。また、館内にアイヌ語で示された説明書きがあった場合も、アイヌ語を併記の上、日本語とエスペラントで発行物を作ることができないかウポポイ側と協議をすることなども検討に値する。)
- ⑧ 日本大会に、とりわけ北海道で開催される場合、アイヌ民族を招待し、あいさつを受ける。
- ⑨ 先住民ないしは少数民族活動家のエスペランチストを日本大会に招待し、大会後北海道アイヌ協会を訪問し、交流する。
- ⑩ 世界の先住民族活動家のエスペランチストとアイヌ民族活動家とのエスペラントによる交流を支援する。
- ⑪ ユネスコが制定した国際母語の日のキャンペーンに協力しているUEA作成の国際母語の日のポスターと解説文のアイヌ語版を「世界エスペラント協会」のクレジットを入れて作成、普及する。

## 第2章 言語政策の歴史的考察

### 3) 多言語・多文化共生社会への道

#### ① 封建制時代の多言語・多文化の存在と交易及び収奪

現代にいたるまでしばしば言及される中世の近隣諸国との戦争は、蒙古襲来

(1274,1281)と秀吉の朝鮮戦争、文禄・慶長の役(1593・1597)があるが、歴史的には様々な緊張をはらみながらも、日本にとって交易と文化受容の時代が続いていった。

北東北の平定・同化を終え、近世、江戸期にはいと蝦夷地(北海道)の支配は松前藩によってなされ、アイヌとの交易が米のとれない藩の財政の基盤となった。和人(日本人)の経済的収奪に対してアイヌは3回にわたって抵抗戦争(1457・1669・1789)を行ったがいずれもアイヌ側が敗北した。松前藩はアイヌの経済的収奪を主たる目的とし、同化政策はとらなかった。

沖縄においては、奄美諸島、沖縄諸島、先島諸島を最大版図とする琉球王国が1429年に統一国家として成立した。1609年の薩摩の琉球侵攻によって琉球王国は日明両国に冊封体制で属することとなった。厳しい税のとりたてによって沖縄民衆は苦しめられることになる。薩摩藩は琉球を媒介とした明や東南アジアとの貿易で莫大な利益を上げた。明治維新後、琉球王国は強制的に琉球藩とさせられ、さらに沖縄県とされた(琉球処分 1879年)。

江戸期は一般に鎖国時代として知られているけれども、主として4ルートの海外交易があった。長崎の出島での清との貿易、ポルトガル後にオランダとの貿易、対馬藩を通した朝鮮との交流、蝦夷地アイヌとの交易を通じてもたらされる蝦夷地・大陸の諸民族や清の文物、薩摩藩による琉球王国を通した清や東南アジアとの交易などである。薩摩藩は幕府の目を盗んで琉球を通した密貿易も行い、後の討幕運動の資金ともなった。

江戸期は方言を統一する国家語もなく、知識人は漢文や蘭語によって海外知識の吸収を行っていた。

## ② 近代国家の形成と国家語及び同化政策

明治維新以降東京政府はアイヌの経済基盤を破壊し、強力な農民化政策、同化政策を推し進めた。アイヌの深刻な困窮をうけて北海道旧土人保護法(1899—1987)が制定された。同法には土地のアイヌへの給付とアイヌコタン(集落)への小学校の建設などがうたわれたが、給付地は多くの場合耕作不適地で、小学校ではアイヌ語もアイヌ文化も教えられることはなかった。旧土人保護法は結果として政府によるアイヌの農民化政策、同化政策の補完物であった。①アイヌの土地の没収、②収入源である漁業・狩猟の禁止、③アイヌ固有の習慣風習の禁止、④日本語使用の義務、⑤日本風氏名への改名による戸籍への編入、これらを同法施行による特徴とする研究者もいる。

日清戦争後、沖縄に近代化の波が押し寄せ、生活風俗を大和風に改めようという運動があった。昭和10年代になると沖縄的名字を大和風に改めたり、読み替えたりすることが起こった。「1940(昭和15)年に県当局が推進した標準語励行運動は、強制や禁止、懲罰などで厳しくすすめられたため、「方言撲滅(ぼくめつ)運動」と受け取られ」た。(ホームページ 近代沖縄/「ソテツ地獄」 引用)それは、来沖した日本民芸協会の柳宗悦(やなぎむねよし)らによって行き過ぎであると批判された。沖縄の教育現場で熱心に導入された「方言札はカマボコ板くらいの本札に紐を通したもので、学校で方言を話すと札を首に掛けな

ければならず、外すには他の生徒が方言を話すのを発見するしかなかった。しかし、方言札制度に反発する生徒によって却って校内での方言が盛んになった例もあり、大正6年に「方言取締令」を出した沖縄県立第一中学校長の山口沢之助をもじって「大和口 札取る毎に思ふかな 方言の札はやめ沢之助」という反発歌が校門に貼られた逸話がある。」(ウィキペディア 方言札 引用) 過酷な沖縄戦(1945年)の最中、沖縄語(ウチナーグチ)を話した沖縄人がスパイとして日本軍によって処刑されることも起こった。

日清戦争の結果(1895年・明治28年)台湾が日本に割譲された。当初台湾総督府は軍事行動を前面に出した強硬な統治政策を打ち出した。しかし、1919年から約20年間台湾総督府は同化政策を推進し、日台共学制度や日本語教育の整備を行った。「1937年(昭和12年)に日中戦争(支那事変)が勃発すると、日本の戦争推進のための資源供給基地として台湾が重要視されることとなり、台湾における国民意識の向上が課題となった総督府により皇民化政策が推し進められることになる。皇民化運動は国語運動、改姓名、志願兵制度、宗教・社会風俗改革の4点からなる、台湾人の日本人化運動である。その背景には長引く戦争の結果、日本の人的資源が枯渇し、植民地に頼らざるをえなくなったという事情があった。」「国語運動は日本語使用を徹底化する運動で、各地に日本語講習所が設けられ、日本語家庭が奨励された。日本語家庭とは家庭においても日本語が使われるというもので、国語運動の最終目標でもあった。その過程で台湾語・客家語・原住民語の使用は抑圧・禁止された。」(ウィキペディア 日本統治時代の台湾 引用)

朝鮮の支配と満州の利権をめぐる日清・日露の戦争(1894,1904-1905)を経て韓国併合(1910年・明治43年)がおこなわれた。朝鮮総督府の教育政策は朝鮮語を必修科目としてハングルを学ばせ、朝鮮語による文化活動が許容されていたが、教授言語は日本語であった。1940年になると大東亜共栄圏構想が具体化され、朝鮮では皇民化政策、創氏改名が強行された。朝鮮民族の名前は本貫・姓・名の三要素で成立しており、夫婦は伝統的に別姓であったが、創氏改名で日本の家父長制と天皇制秩序に組み込もうとした。

1931年・昭和6年満州事変が勃発し、日本の関東軍により満州全土が占領された。その後、関東軍の主導のもと日本の傀儡国である満州国が建国された(1932年)。満州国は建国理念として日本人・漢人・朝鮮人・満洲人・蒙古人の五族協和・王道楽土を謳い、『満語』と称された標準中国語と日本語が事実上の公用語として使用された。軍、官公庁においては日本語が第一公用語であり、ほとんどの教育機関で日本語が教授言語とされた。モンゴル語、ロシア語などを母語とする住民も存在した。また、簡易的な日本語として協和語もあった。」(ウィキペディア 満州国 引用)

1920年・大正9年、国際連盟の事務次長となった新渡戸稲造は人種差別撤廃提案を提案して過半数の支持を受けるが、議長であったアメリカのウィルソン大統領の意向で否決された。1921年には国際連盟の総会でエスペラントを作業語とする決議案に賛同したがフランスの反対で結局実現しなかった。新渡戸の言動も西欧植民地主義への反発とアジアへの大日本帝国の同化政策の推進という二つの視点から捉えなおされるべきである。

### ③ 戦後「民主化」と単一民族神話

日本の同化主義は、「権利にしても参政権などは漸進主義に基づき、段階的に付与しようとしていた。事実、内地居住者は参政権を認められており、普通選挙ではなかったが1945年（昭和20年）4月1日に改正された衆議院議員選挙法によって台湾や朝鮮にも帝国議会の議席が与えられていた。」（ウィキペディア 皇民化教育 引用）

「第二次世界大戦終了後日本を占領した連合国は、皇民化教育が軍国主義を進めたとして教育制度を改変した。教育勅語が教育現場から排除され、教育の基本法として教育基本法が制定された。ただ、標準語の推進などは以後も推し進められた。」（ウィキペディア 皇民化教育 引用）

1945年日本敗戦後、在日朝鮮人が朝鮮語を用いて学習する「国語伝習所」をもうけ、1946年在日朝鮮人連盟の学校に発展する。「1948年 連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の政策によって文部省が朝鮮学校閉鎖令を出したことにより朝鮮系学校が閉鎖される。」（ウィキペディア 朝鮮学校 引用）当時は、男子生徒が学校に泊まり込み、米軍のMPと対峙したという。（ドキュメント映画 ウリハッキョ より）1952年サンフランシスコ講和条約が発効すると、本人の意思にかかわらず、朝鮮人・台湾人は日本国籍を失った。「1960—75年 各都道府県が朝鮮学校を各種学校として認可し、1975年にはすべての朝鮮学校が各種学校となる。」（ウィキペディア 朝鮮学校 引用）

1945年からアメリカの統治下であった沖縄では、1960年沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成され、1972年に日本に「返還」された。「沖縄復帰運動の柱」とされた沖縄教職員会は、その運動をバックにしながら「児童に『日本人』としての自覚を育成することと、標準語（共通語）の励行」を積極的に推進していったとされ、方言札も一時期復活した。（小熊英二『＜日本人＞の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社 1998）

日本における同化主義と単一民族国家論は、まったく反対の主張でありながら、日本民族と国家は特別の民族・国家であるという主張である点で共通している。1986年当時の中曽根首相は「アメリカには黒人とかプエルトリコとかメキシカンなどがかなりいて平均として教育水準はかなり低い、日本は単一民族国家だから教育が行き届いている。」「私も眉なんかも濃いし、ひげも濃い。アイヌの血はそうとう入っていると思う。」などと発言した。これには、アメリカのマスコミも大きく取り上げ、各種の団体が抗議した。北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）は強く抗議した。多くの日本国民は「北海道旧土人保護法」という法律の名に驚き、その差別的で同化主義的な法律の改正の世論が起こり始めた。

2018年の統計では在日韓国・朝鮮人は30数万、彼らの子孫を入れるなら数十万人となる。沖縄県人口は146万人、北海道環境生活部の調査によれば2006年アイヌ人口は約24千人（首都圏など北海道外に移住したアイヌを入れると10万人という推定もある）。2019年これにニューカマーの日系人や各国からの労働者・留学生・研究者が231万人にのぼり、

特に技能実習生という名の無権利労働が問題になっている。

#### 4)戦後アイヌ法制の変遷とアイヌの権利

2015 年開館した道立北海道博物館は現在、多文化共生社会の実現に貢献するとして、その前身は 1971 年創立の道立北海道開拓記念館と 1994 年創立の道立アイヌ民族研究センターである。この開拓記念館の英名は「Hokkaido Colonial Museum」で、北海道植民地博物館という、より本質に近い名称であった。

旧土人保護法は戦後も長く続いてきた。まだわずかに残っていた同法による給付地があったためアイヌの中にも法律の維持を求める声があった。1984 年北海道ウタリ協会から「アイヌ民族に関する法律(案)」が発表され、当時通称「アイヌ新法」と呼ばれアイヌや和人の間で大きな議論を呼んだ。前述した 1986 年の中曽根発言に対する広範な反発もあり、アイヌの歴史や現状に対する関心も高まった。この「アイヌに関する法律(案)」は政治的要求、経済的要求、文化的要求を含む広範な内容をともなう法律案であった。

1992 年アイヌの萱野茂(かやのしげる)が第 16 回参議院選挙に日本社会党から比例代表の名簿第 11 位で立候補(次点で落選)。この時は和人から名簿第一位とするよう求める運動が起こる。1994 年萱野は繰り上げ当選でアイヌ初の国会議員になり、史上初めて国会でアイヌ語による発言をしている。

1997 年北海道の沙流(サル)川に建設された二風谷(ニブタニ)ダムに関するアイヌの訴訟に対する判決がでた。判決ではアイヌの聖地に建設されたダムの違法性を明記するものの、アイヌ側原告のダムの撤去の請求を棄却した。この判決はアイヌ民族を国の機関としては初めて先住民族として認めた。基本的には原告敗訴であるが裁判費用は国と北海道収用委員会が負担することとなった。

萱野在任中の 1997 年国会は北海道旧土人保護法の廃止とアイヌ文化振興法(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律)を制定した。「アイヌの人々の先住性は歴史的事実」とする付帯決議もなされた。

この間、萱野には「国会に民族特別枠でのアイヌ議員の設置は、憲法改正を必要とする。(そんなことはない。現憲法下でもアイヌの政治的発言のための制度設計は可能。宮沢直人)」 「この新案に反対するのであれば、旧土人保護法をこのまま残す。」など国会内外で様々な圧力があり、アイヌ文化振興法に賛成せざるをえなかった。萱野は 1998 年まで参院議員を続けた。

アイヌ文化振興法はアイヌの政治的、経済的要求を無視し、文化的施策にのみ国家予算をつぎ込む法律であり、アイヌ文化施設やアイヌ文化活動にのみ、これまでとはけた違いの予算が投入された。こうしてアイヌ文化振興法による政府の施策をとりまく「利権」とも



いという現象があらわれ、アイヌの文化の伝承者や学校・家庭でアイヌ語やアイヌ文化を学んだ若者がもてはやされるという現象もあらわれる。（アイヌ文化エリートの誕生）

2007 年、起草から 22 年以上経過した「先住民に関する国際連合宣言」が日本も賛成してついに可決された。国内外の趨勢をうけ、2008 年国会両院は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を行い、アイヌ民族の運動は再び前進をはじめた。

2019 年アイヌを先住民族と規定する新しい法律が制定された。（しばしばアイヌ新法と呼称されるが、1984 年に北海道ウタリ協会から提案されたアイヌ新法案とは全く別である。）アイヌ文化振興法は廃止され、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が三番目のアイヌ関連法として制定された。

アイヌ施策推進法は日本の法律としてはじめてアイヌを先住民として規定した。しかし、多くのアイヌに期待されていた先住民としての権利に触れることはなかった。北海道の各自治体がアイヌ文化をふるさと再生や観光振興に利用しやすくするよう制度設計されているのみで、アイヌの政治的自決権や経済的自立とは程遠いものになった。多くのアイヌグループがアイヌ施策推進法の再考を求めたり、反対の声明を出している。

たとえば、政府の審議会並みに権限をもったアイヌによるアイヌ評議会を法的根拠を持った国会の有識者会議として組織し、アイヌ関連政策について国会への報告と勧告を行えるようにする。アイヌの投票権を規定してアイヌ評議会をアイヌの普通選挙で選ぶ。北海道の公有地・大企業の所有地に地代を課す。それを財源に悲願のアイヌ民族学校経営（もちろん日本語での教育も行う）また民族政治や文化、経済活動のためにアイヌ評議会が資金運営するなど、実現可能な政策はいくらでもある。

## 5)多言語・多文化共生社会の理念形成とグローバリズム

1989 年アメリカの G.W.H.ブッシュとソ連のゴルバチョフが冷戦終結を宣言した。その後世界経済はグローバリズムへと大きく舵を切った。グローバリズムは地球規模で人、物、資本が流通し、特に地球規模の巨大資本が国家の枠を超えて世界を支配するようになった。このことが世界的に格差社会をもたらし、また人々から自己に関する決定権を剥奪した。世界的格差社会が移民労働者の急速な増大をもたらし、一方、これまでの植民地支配で打撃を受けていた先住民族の社会は経済、文化、土地など、生活と存在の基盤の世界的資本による最終的な収奪をむかえようとしていた。

移民労働者と伝統的社会の軋轢を少なくし、底辺労働者に対する搾取を容易にするためには、これまで世界で展開されていた同化主義では不十分になった。多言語・多文化共生社会の理念の物質的根拠はここにある。また先住民に対する収奪は、彼ら自身の自己決定

権の防衛のために先住民自身の世界的連帯と激しい闘争を引き起こす恐れがあった。1994年サパティスタが蜂起した。メキシコの反動政府とグローバリズムの支配に抗して南部チアパス州を中心にした先住民が武装蜂起し、現在も解放区を維持している。新しい文化統合の理念がここでも求められた。この統合の理念に移民労働者統合の理念と重なり、「多言語・多文化共生社会」の理念となった。

この理念はしばしば社会で進歩的な役割を果たしうる。1996年チェコで開催された世界エスペラント大会で採択された「国際語エスペラント運動に関するブラハ宣言」は、あきらかに「多言語・多文化共生社会」理念の影響を受けている。だが、この新しい社会にエスペラント運動が適合していることを述べるだけでは不十分である。後を引き継ぐエスペランチストが新しい社会を作るためにいかなる勢力と闘い、自らの運動をどう変革していけばよいのかを見極める必要がある。

2007年国連総会採択の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は先住民の武装闘争を否定しつつも、現状必要と考えられる先住民族の権利を網羅している。

また沖縄に関して2014年8月「国連の人種差別撤廃委員会は29日、日本政府に対し、沖縄の人々は「先住民族」だとして、その権利を保護するよう勧告する『最終見解』を発表した。『彼らの権利の促進や保護に関し、沖縄の人々の代表と一層協議していくこと』も勧告し、民意の尊重を求めた。琉球・沖縄の言語や歴史、文化についても、学校教育で教科書に盛り込むなどして保護するよう対策を促した。」(2014年 琉球新報 引用)これについて日本政府は国会で「(国連の委員会が)事実上の撤回や修正をするよう働きかけていきたい」と答弁した。

沖縄には共通語はなく、島ごと集落ごとにそれぞれのウチナーグチを持っている。琉球王府のあった首里方言がその中で権威ある言葉であるとみなされていた。いまの若い沖縄人は本来の沖縄方言を解さなくなっていると言われ、彼らの言葉は「ウチナーヤマトグチ(沖縄大和口)」だと言われている。クレオール語のように共通の母語になりつつある。近年ウチナーヤマトグチによるラジオ放送が若者の間で人気となっている。

「多言語・多文化共生社会」理念は進歩性をはらみながらも、グローバリズムの補完物であり、しばしばそのいちじくの葉となっている。2008年北海道洞爺湖サミットに反対する札幌での小さな集会に参加してあいさつをした韓国の左派エスペランチストが、2012年札幌での日本エスペラント大会に参加しようとしたところ、日本の入国管理局によって入国を拒否された。このとき、日本エスペラント協会は入管に対して抗議をせず、大会実行委員会は大会会場で事情を説明しようとした韓国のエスペランチストに対して発言を禁じた。(のちに大会実行委員会の責任者たちは韓国人エスペランチストに謝罪した。)

法務省入国管理局所管の大村入国管理センターでは2019年抗議のハンストを行っていたナイジェリア男性収容者が餓死した。2019年だけで100人ほどの収容者がハンストを行っている。日本では難民認定のハードルがあまりにも高く在留資格が得られず、帰国もできないため、長期収容に追い込まれている。

JICA(ジャイカ、独立行政法人国際協力機構)が「多言語・多文化共生時代」を謳っているとき、政府は外国人の政治的表現の自由を奪い、外国人が家族と共に生活する権利を踏みにじっている。

#### 6)「アイヌ施策推進法(2019)」制定の問題点

先住民族の権利として国際的に認められているのは次の諸権利である。(先住民族の定義があいまいだとの批判もある。)

自己決定権、同化を強制されない権利、土地や資源の返還や賠償などを求める権利、自治を求める権利、文化的・宗教的な慣習を実践する権利、独自の言語で教育を行い、受ける権利、伝統的につながりを持ってきた土地や資源を利用する権利、などである。

とりわけ自己決定権についてみるならば、2008 年設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」京大名誉教授を座長とした 8 人のメンバーのうちアイヌの委員は 1 名のみである。その懇談会の提言を受け 2009 年設置されたのが管義偉内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議で、14 メンバー中アイヌは 5 名である。2019 年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が国会で可決・施行されたが、政府にも国会にもアイヌは一人もいない中での決定である。

また、土地の使用と野生動植物の採集もアイヌに決定権があるのではなく、アイヌは行政にいちいち許可を得なければならない。この点に関してはいくつものアイヌグループが批判しており、浦幌(うらほろ)アイヌ協会は、法律や道規則で禁じられた河川でのサケ捕獲を行い、捕獲はもともと先住民族が持つ権利であり、法や規則が適用されないことの確認を国と北海道に求める訴訟をおこした。

2007 年 9 月に採択され、日本も批准している国連先住民族権利宣言(前文と 46 条)の第 26 条に明記された権利で土地・資源も先住民族の集団開発、管理する権利があるとしている。これらを一般的に「先住権」と呼んでいる。実際にはアイヌ施策振興法体制下ではアイヌの文化・宗教活動のための土地・資源の使用は北海道の各自治体が決定し、地域おこしや観光振興に利用される可能性が大きい。

ウポポイ(民族共生象徴空間)は「アイヌ文化を口実にしたテーマパーク」になるのではないかという心配をよそに、オリンピックにあわせて北海道白老町に建設されている、博物館、公園、慰霊施設を併せた広大な施設である。このうち慰霊施設というのは、日本各地の大学に保管されているアイヌ民族の人骨を一か所に集めてしまおうというものである。現在各地の大学に保管されているアイヌの人骨の多くは、当時の日本人学者がアイヌ民族の墓から盗掘したものである。この間、アイヌ民族からの返還要求や返還訴訟に一部は返還されてきたが、その場合も多くは大学側からのアイヌ民族への十分な謝罪はなかった。ウポ

ポイの慰霊施設は一体一体の出所がわからなくなっているなど、大量の遺骨が標本として大学に残っていて、なんとか一括して「解決」したいという日本人学者と日本政府の願望から出た政策である。「盗掘したアイヌ人骨の最終『解決』」政策である。

1970年代、北海道のマスコミも含めて一般に北海道民は、アイヌ民族・アイヌ語を滅びゆく民族・滅びゆく言語と認識していた。これが今日、アイヌ民族復興運動ともいえる新たな状況を生み出しているのは、第一にアイヌ民族が困難を乗り越えて声を上げ、活動を展開していることであり、第二に少なくない和人がアイヌ民族に連帯しようとしていることがある。また、国内外の圧力を受けて不十分ながらも日本政府と北海道が統治のために真剣に取り組み始めたことによる。

その際、誰がアイヌであるのかという議論がたびたび人々の間で起こっている。純粋なアイヌはもういない。（「純血」アイヌだけがアイヌである。0人から数百人との推定もある。）という主張は、アイヌ問題は存在しないという和人側の願望から出ているものであるが、民族問題を血統主義で理解する前近代的な人種論である。一方でアイヌは縄文人の末裔であり、和人も縄文人の子孫であるから、アイヌと言ってよいという二風谷（にぶたに）のアシリ・レラの主張もあるが、彼女以外のアイヌに受け入れる者はいないようだ。国際的な基準は、個々人の民族アイデンティティーによって帰属する民族が決まるとされている。日本で政治的かつ運動的に妥当とされているのは、北海道アイヌ協会の会員資格の規定である。まずアイヌコミュニティが正会員であり、個人では先祖にアイヌ民族を持つ者、アイヌ民族の配偶者、アイヌ家庭で養育された者も正会員である。アイヌであるかないかは、コミュニティの中では自明のことだが、コミュニティに属さないアイヌの場合、運動体によっては先祖の戸籍にアイヌ名があるかが基準になる場合もあるともいう。

そうした議論とは別に様々な取り組みがなされている。1987年から民放ラジオ放送による週一回15分のアイヌ語講座がおこなわれ、1997年創刊の全文アイヌ語の雑誌アイヌタイムズが季刊で発行されている。現在、アイヌ語講座を学内に設けている大学は、北海道大学、札幌大学、札幌学院大学、北海学園大学、苫小牧駒澤大学、千葉大学、早稲田大学、東京外国語大学などである。こうした講座からも、若いアイヌ民族文化エリートが生み出されている。一方でアイヌ文化を身に着けていない膨大な若いアイヌ大衆が負い目に近いものを感じながらも、なおかつ自らをアイヌ民族と感じながら生きている。このアイヌ文化と切り離された若いアイヌたちの運動を作り上げることができるのは、アイヌの政治的運動が再びアイヌ大衆の前に現れた時である。もう一度1984年のアイヌ新法案の精神に立ち戻り、文化・経済・政治にわたるアイヌの新しい政策を打ち立てなければならない。そうして民族文化エリートとアイヌ大衆がともに闘い、和人も巻き込む新しい民族運動が生まれてくる。アイヌ民族エスぺランチストやアイヌのエスぺラント支持者もその大きなうねりに参加できるだろう。